輸第10187号	配合肥料	カルスペシャル	アバフィールズ株式会社　茨城県水戸市堀町字新田1123番地21
輸第10188号	配合肥料	ハイホス	アバフィールズ株式会社　茨城県水戸市堀町字新田1123番地21
輸第10189号	配合肥料	バムーダスペシャル	アバフィールズ株式会社　茨城県水戸市堀町字新田1123番地21
輸第10190号	配合肥料	ベントスペシャル	アバフィールズ株式会社　茨城県水戸市堀町字新田1123番地21
輸第10191号	配合肥料	ポタッシュ	アバフィールズ株式会社　茨城県水戸市堀町字新田1123番地21

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第１項の規定に基づき、次のように生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月二十日　農林水産大臣　郡司　彰

1　生産業者の住所の変更

登録番号　生第80447号、生第88540号、生第89876号、生第89875号
変更前　広島県東広島市西条町御薗宇6461番地１
変更後　広島県東広島市西条町上三永535番21

登録番号　生第87423号
変更前　岩手県東磐井郡藤沢町黄海字山谷122番地
変更後　岩手県一関市藤沢町黄海字山谷122番地

登録番号　生第85211号、生第85212号、生第85213号、生第85216号、生第85214号、生第85215号、生第85217号
変更前　岩手県東磐井郡藤沢町大籠字天ノ穴38番地
変更後　岩手県一関市藤沢町大籠字天ノ穴38番地

○東北地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市御山字松川原無番地から同市御山字前田無番地まで	前	二一・八〇～二一・八〇メートル
	後	二三・七五～二三・七五メートル　〇・一九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十三号　福島市御山字松川原無番地から同市御山字前田無番地まで　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日

○東北地方整備局告示第百二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年七月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　名称の変更

変更前	財団法人岩手県建築住宅センター
変更後	一般財団法人岩手県建築住宅センター

(2)　変更年月日

平成二十四年六月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	武藤　功、八重樫　実、佐藤　和憲、湯沢　豊、小川　惇、山本　博
変更後	奥寺　修

(2)　変更年月日

平成二十四年六月一日

○関東地方整備局告示第二百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号　さくら市馬場字大明内二二五八番二から同市馬場字川崎道西一三一六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十日

○関東地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日　関東地方整備局長　下保　修